

横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱

制 定 平成 22 年 4 月 1 日健障支第 360 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 4 月 17 日健障サ第 3622 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、障害者が地域で自立した生活を送る障害者グループホームの事業の運営及び利用者の生活の安定を図るために支給する加算について、必要な事項を定める。

（支給対象事業者の範囲）

第 2 条 この要綱における支給対象事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第 5 条第17項の共同生活援助事業を実施する法人（以下「事業者」という。）であり、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第 6 条第 1 項に定める設置承認を受けた障害者グループホーム（以下「障害者グループホーム」という。）を運営するものとする。

（支給対象経費）

第 3 条 事業者への支給額の基準、算定方法及び支給対象となる経費等は、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。なお、総合支援法第 28 条第 2 項の共同生活援助について、同法第 29 条及び第 30 条の規定に基づく訓練等給付費又は特例訓練等給付費の給付の対象とならない月においては、別表 1 の支給の対象外とする。

2 事業者は、別表 2 に定める加算を受給したときは、次の各号に掲げる額を超えて、入居者（この項において「入居者」とは別表 2 で定める「入居者」をいう。）から徴収することはできない。

(1) 家賃 障害者グループホームの建物の賃料を、当該障害者グループホームの定員で除した額から建物借上加算を差し引いた額。ただし、利用者ごとに家賃が異なる場合は、当該入居者の家賃から建物借上加算を差し引いた額。

(2) 水道料金 障害者グループホームの水道料金を、当該障害者グループホームの利用者数で除した額から、水道料金加算を差し引いた額。ただし、利用者ごとの水道使用量がわかる場合は、当該入居者の水道料金から水道料金加算を差し引いた額。

（請求の手續）

第 4 条 請求は、かながわ自立支援給付費等支払システムによる。

2 第 1 項の請求をするときは、市長が定める日までに単独加算受給予定書（第 1 号様

式。サテライト型住居の場合は第1号様式の2)を提出するものとする。

- 3 前項で提出した内容に変更がある場合は、請求する月の前月末までに、単独加算受給予定書の内容を更新し、提出するものとする。
- 4 第1項による請求ができないときは、別表2及び別表3に定める加算に限り、単独加算請求書(第2号様式)に、単独加算明細書(第3号様式)及び次の各号に掲げる書類を添えて提出することにより、請求することができる。
 - (1) サービス提供実績記録票の写し
 - (2) 受給者証の写し
 - (3) 家賃を証する書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 5 前項の請求は、四半期ごとに行うものとする。

(支給の条件)

- 第5条 事業者は、本要綱及び総合支援法その他法令の定めに従い、善良な管理者の注意をもって、共同生活援助事業を実施しなければならない。
- 2 事業者は、本要綱に基づき受給した加算を、共同生活援助事業の実施以外の用途へ使用してはならない。
 - 3 市長は、第1項又は前項に違反した事業者に対し、別表1、別表2及び3に定める加算の返還を求めることができる。

(報告)

- 第6条 第4条第1項又は第4項で請求した別表1、別表2及び3に定める加算の額は、市長が定める日までに単独加算受給報告書(第4号様式。サテライト型住居の場合は第4号様式の2)により報告するものとする。

(調査)

- 第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業者が実施する共同生活援助事業について、調査をすることができる。
- 2 市長は、前項の調査により、事業者が第5条第1項又は第2項の規定に違反していると認めるときは、別表1、別表2及び3に定める加算の返還を求めることができる。

(書類の整備)

- 第8条 事業者は、本要綱に基づき受給した別表1、別表2及び3に定める加算に関する書類については、10年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 本要綱で定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行日より前から入居中の入居者に係る経費のうち、本要綱の施行日以降は対象外となる入居者に係る別表1に掲げる経費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

本要綱は令和5年4月17日から施行する。

別表1（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
運営基本費	1人月額(総合支援法の介護給付費・訓練等給付費に加算) ：単価は下記単価表のとおり	単価×入居者数 ただし、月の途中で入退去があった場合は、日割計算とする。 なお、当該月の初日の障害支援区分を、その基準とする。	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
サービス管理費	1人月額 5,000円	単価×入居者数 なお、サービス管理費については日割計算を行わないものとする。	総合支援法の介護給付費・訓練等給付費の基本報酬が、個別支援計画未作成減算の対象とならない月

この表における「入居者」とは、総合支援法第19条第3項、附則第4条及び第18条第2項に基づき支給決定を行う市町村（以下「援護の実施機関」という。）が横浜市である者とする。

○ 運営基本費単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

援助体制	障害支援区分	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
	平日運営	区分1以下	14,000円	18,000円	22,000円	18,000円	18,000円	18,000円
区分2		2,000円	10,000円	16,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
区分3		0円	3,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
区分4		0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
365日運営	区分1以下	27,000円	22,000円	25,000円	19,000円	19,000円	19,000円	19,000円
	区分2	14,000円	12,000円	18,000円	16,000円	16,000円	16,000円	16,000円
	区分3	5,000円	4,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

別表2（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
建物借上加算	1人月額：上限額内の額 下記単価表のとおり	上限額内の額×入居者数（月の初日時点） 上限額内の額は、月額家賃の1/2を定員で除した額（10円未満切捨て）と上限額を比べて少ない方の額。なお、建物借上加算については日割計算を行わないものとする。	事業者が障害者グループホームの建物を賃借するために要する経費
水道料金加算	1人月額 1,300円	単価×入居者数（月の初日時点） なお、水道料金加算については日割計算を行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りでない。	障害者グループホームの水道料金に要する経費

この表における「入居者」とは「横浜市が援護の実施機関である者」又は「横浜市以外の自治体が援護の実施機関である者で、当該自治体から家賃に係る助成金等を受給していない者」とする。ただし、体験利用者は除く。

○建物借上加算単価表（ホームの定員及び区域によって上限額を設定）

		4人 定員	5人 定員	6人 定員	7人 定員	8人 定員	9人 定員	10人 定員
市街化 区域	上限 額	44,250 円	35,400 円	29,500 円	25,280 円	36,870 円	32,770 円	29,500 円
市街化 調整区 域 ※	上限 額	37,500 円	30,000 円	25,000 円	21,420 円	31,250 円	27,770 円	25,000 円

※市街化調整区域の単価は、平成18年度以降に設置したホームに適用する。本体住居とサテライト型住居の区域が異なる場合は、本体住居の区域の単価を適用する。

別表3（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
介護支援加算	1人月額：単価は下記単価表のとおり	単価×入居者数（月の初日時点） なお、介護支援加算については日割計算を行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りでない。	区分2以上の入居者（体験利用を除く）が入居中の障害者グループホームにおける利用者の支援に要する人件費

この表における「入居者」とは「横浜市が援護の実施機関である者」又は「横浜市以外の自治体が援護の実施機関である者で、当該自治体から人件費に係る助成金等を受給していない者」とする。ただし、体験利用者は除く。

○介護支援加算単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

支援体制	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
夜勤又は宿直体制のあるホーム	24,170円	19,340円	16,110円	13,810円	12,080円	10,740円	9,670円
夜勤又は宿直体制のないホーム	18,000円	14,400円	12,000円	10,280円	9,000円	8,000円	7,200円

単独加算受給予定書（新規・変更）

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（予定）者が受給する予定の加算について、下記のとおり提出します。

提出日	年 月 日		法人名	事業所名	事業所番号	受給年度	〔 〕 年度	
グループホーム	名称				定員（サテライト含む）	人	運営	<input type="checkbox"/> 365日型 <input type="checkbox"/> 平日型
	所在地				建物借上費 ※1	円	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
建物形態（いずれかを選択）			<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）			設置年度	〔 〕 年度	
消防設備（該当設備を選択）			<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）			区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	介護の実施機関 横浜市以外から 家賃助成等ある場合 「市外」と記入	入居（予定）日	月ごとの加算（単位：円）		
生年月日	障害支援区分		日中活動先		退去（予定）日	建物借上加算	サービス管理費	
			円			水道料金加算	運営基本費	
						介護支援加算		合計
①		愛の手帳 (療育手帳)			入 年 月 日			
		身障手帳 級			退 年 月 日			
		精神手帳 級						
②		愛の手帳 (療育手帳)			入 年 月 日			
		身障手帳 級			退 年 月 日			
		精神手帳 級						
③		愛の手帳 (療育手帳)			入 年 月 日			
		身障手帳 級			退 年 月 日			
		精神手帳 級						
④		愛の手帳 (療育手帳)			入 年 月 日			
		身障手帳 級			退 年 月 日			
		精神手帳 級						
⑤		愛の手帳 (療育手帳)			入 年 月 日			
		身障手帳 級			退 年 月 日			
		精神手帳 級						
バックアップ施設	名称				法人名	事業名	備考	
	連携内容							

※1：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（サテライト型住居がある場合はサテライト型住居の賃料を含む）。

※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の別表1に定める建物借上補助を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

第1号様式（第4条第2項、第3項）

単独加算受給予定書（サテライト型） ※1

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（予定）者が受給する予定の加算について、下記のとおり提出します。

提出日	年 月 日				受給年度	〔 〕 年度	
法人名			事業所名		事業所番号		
グループホーム	名称			定員（本体住居含む）	人	運営	<input type="checkbox"/> 365日型 <input type="checkbox"/> 平日型
	所在地			建物借上費 ※2	円	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
本体住居からの距離・時間			メートル			分	
建物形態（いずれかを選択）			<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）				
消防設備（該当設備を選択）			<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日	月ごとの加算（単位：円）	
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市以外から 家賃助成等ある場合 「市外」と記入	退去（予定）日	建物借上加算	サービス管理費
		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日	水道料金加算	運営基本費
		身障手帳 級			退 年 月 日	介護支援加算	合計
		精神手帳 級					
①	入居（予定）者のサテライト型住居入居前の居住地 ※4	住所：			<input type="checkbox"/> 自宅（ ） <input type="checkbox"/> グループホーム名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
②	利用者の単身生活への意欲及び生活状況						
③	単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※5						
④	本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）						
備考							

※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。

※2：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（本体住居の賃料を含む）。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の別表1に定める建物借上補助を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

※4：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。

※5：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

単独加算明細書

		年度	第		四半期分
--	--	----	---	--	------

請求事業者	法人名	
	事業所番号	
	事業所名	
	グループホーム名	

入居者	受給者証番号	
	氏名	
	障害支援区分	

単独加算明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数		単位数		単位数		単位数 合計	摘要
				月分		月分		月分		
	建物借上加算									
	水道料金加算									
	介護支援加算									

システムで 請求できない理由	
-------------------	--

添付書類	(1) サービス提供実績記録票の写し(利用者確認済のもの) (2) 受給者証の写し(当該加算請求期間の支給決定がなされているもの) (3) 利用者の負担する家賃額がわかる書類(重要事項説明書、家賃証明等) (4) その他市長が必要と認める書類()
------	---

担当者名

電話番号

Eメール

単独加算受給報告書

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（退去）者が受給した加算は、下記のとおりです。

提出日	年 月 日		法人名		事業所名	事業所番号	受給年度	〔 〕 年度	
グループホーム	名称	定員（サテライト含む）		人	運営	□ 365日型 □ 平日型			
	所在地	建物借上費 ※1		円	夜間	□ あり □ なし			
建物形態（いずれかを選択）			□ 一戸建て □ アパート □ マンション □ その他（ ）			設置年度	〔 〕 年度		
消防設備（該当設備を選択）			□ 自動火災報知設備 □ 誘導灯 □ スプリンクラー ※2 □ 火災通報装置 □ 消火器 □ その他（ ）			区域	□ 市街化区域 □ 市街化調整区域		
入居者（退去者含む。）氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	介護の実施機関	入居日	加算額（年間）（単位：円）			
生年月日	障害支援区分		日中活動先		退去日	建物借上加算×月数	サービス管理費×月数	水道料金加算×月数	運営基本費×月数
				横浜市以外から家賃助成等ある場合「市外」と記入		合計			
①		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×		×	
		身障手帳 級			退 年 月 日	×		×	
		精神手帳 級							
②		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×		×	
		身障手帳 級			退 年 月 日	×		×	
		精神手帳 級							
③		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×		×	
		身障手帳 級			退 年 月 日	×		×	
		精神手帳 級							
④		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×		×	
		身障手帳 級			退 年 月 日	×		×	
		精神手帳 級							
⑤		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×		×	
		身障手帳 級			退 年 月 日	×		×	
		精神手帳 級							
バックアップ施設	名称	法人名		事業名	備考				
	連携内容								

※1：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（サテライト型住居がある場合はサテライト型住居の賃料を含む）。

※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の別表1に定める建物借上補助を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

第4号様式の2（第6条）

単独加算報告書（サテライト型） ※1

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（退去）者が受給した加算は、下記のとおりです。

提出日	年 月 日		法人名	事業所名	事業所番号	受給年度	〔 _____ 〕 年度	
グループホーム	名称				定員（本体住居含む）	人	運営	<input type="checkbox"/> 365日型 <input type="checkbox"/> 平日型
	所在地				建物借上費 ※2	円	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
本体住居からの距離・時間			メートル 分					
建物形態（いずれかを選択）			<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					
消防設備（該当設備を選択）			<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					
入居者（退去者含む。）氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居日	加算額（年間）（単位：円）		
生年月日	障害支援区分		日中活動先	円	横浜市以外から家賃助成等ある場合「市外」と記入	退去日	建物借上加算×月数	サービス管理費×月数
		愛の手帳（療育手帳）			入 年 月 日	水道料金加算×月数	運営基本費×月数	
		身障手帳 級			退 年 月 日	介護支援加算×月数		
		精神手帳 級				合計		
①	入居者（退去者含む。）のサテライト型住居入居前の居住地 ※4			住所：	<input type="checkbox"/> 自宅（ _____ ） <input type="checkbox"/> グループホーム名（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
②	利用者の単身生活への意欲及び生活状況							
③	単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※5							
④	本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）							
備考								

- ※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。
- ※2：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（本体住居の賃料を含む）。
- ※3：入居者（退去者含む。）の家賃は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
- ※4：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。
- ※5：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。